

○ 新旧対照表（室蘭市民美術館条例）

（平成 20 年条例第 4 号）

改 正 後	改 正 前
<p>(使用許可)</p> <p><b>第7条</b> 教育委員会は、美術館の管理運営上支障がないと認めるときに限り、次に掲げる者に対し、オープンギャラリーを使用させることができる。</p> <p>(1) 美術作品等の展示会を開催しようとする者</p> <p>(2) 美術に関する体験学習を実施しようとする者</p> <p>(3) その他教育委員会が認める者</p> <p><u>2 教育委員会は、前項の使用に係る展示会等の規模により特に必要と認めたときは、オープンギャラリーの使用に合わせて常設ギャラリーを使用させることができる。</u></p> <p><u>3 前2項の規定によりオープンギャラリー（常設ギャラリーを含む。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 教育委員会は、前項の許可(以下「使用許可」という。)をする場合において、美術館の管理運営上必要があると認めたときは、その使用について条件を付することができる。</u></p>	<p>(使用許可)</p> <p><b>第7条</b> 教育委員会は、美術館の管理運営上支障がないと認めるときに限り、次に掲げる者に対し、オープンギャラリーを使用させることができる。</p> <p>(1) 美術作品等の展示会を開催しようとする者</p> <p>(2) 美術に関する体験学習を実施しようとする者</p> <p>(3) その他教育委員会が認める者</p> <p><u>2 オープンギャラリーを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 教育委員会は、前項の許可(以下「使用許可」という。)をする場合において、美術館の管理運営上必要があると認めたときは、その使用について条件を付することができる。</u></p>